

食事療養費変更のお知らせ

厚生労働省より令和7年4月1日から、入院時食事療養及び生活療養費の費用負担額引き上げのお知らせがありました。

つきましては、一部負担額も、下記の通り引き上げさせていただきます。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

《入院時食事療養標準負担額》

		入院時食事療養費
一般所得		490円 → 510円
	指定難病患者の場合※1	280円 → 300円
低所得II		230円 → 240円
	90日を超える入院の場合※2	180円 → 190円
低所得I		110円

《入院時生活療養標準負担額》

	入院時生活療養費	
	食費	居住費※4
一般所得	490円 → 510円	370円
()内は生活療養費IIの場合	(450円 → 470円)	
低所得II	230円 → 240円	370円
	入院の必要性の高い場合※3、かつ 90日を超える入院の場合※2	370円
低所得I	140円	370円
	入院の必要性の高い場合※3	370円

※1 小児慢性特定疾病自動等または指定特定医療を受ける指定難病患者

※2 過去12ヶ月で90日を超える入院をしている患者

※3 人口呼吸器や中心静脈栄養等を要する、脊髄損傷、難病等の場合又は
指定難病患者の場合

※4 指定難病患者の場合の居住費は0円となります

R7.4.1 佐々木病院 院長